

高知市及び四万十町におけるれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約
(案)

高知市（以下「甲」という。）及び四万十町（以下「乙」という。）は、れんけいこうち広域都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

(目的)

第1条 この連携協約は、圏域全体の経済成長をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えていく取組を、甲及び乙が役割分担を明確にした上で相互に連携して実施することにより、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する各分野において、役割分担を明確にし、相互に連携を図るものとする。

(連携する取組及び役割分担)

第3条 甲及び乙が相互に連携して実施する取組及び役割分担は、別表に定めるとおりとする。

(費用分担)

第4条 前条の取組を実施するために要する費用の分担については、甲と乙とが協議して別に定めるものとする。

(協議)

第5条 甲及び乙は、この連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

(連携協約の変更及び廃止)

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲と乙とが協議して行うものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第3項の規定により、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(疑義の決定等)

第7条 この連携協約に関し疑義のあるとき、又はこの連携協約に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第8条 この連携協約は、平成30年4月1日から効力を生ずるものとする。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

分野	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 産学金官民一体となった経済戦略の策定及び国の成長戦略実施のための体制整備	統計データの分析による施策立案・検証体制の強化を図るとともに、産学金官民一体となった懇談会の設置・運営を行い、今後の圏域の在り方を検討するなど、産学金官民一体となった経済戦略の策定及び国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	乙と連携して、産学金官民一体となった経済戦略の策定及び国の成長戦略実施のための体制整備に中心となって取り組む。	甲と連携して、産学金官民一体となった経済戦略の策定及び国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。
(2) 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進及び地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	新規創業及び休廃業対策への支援など、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進及び地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	乙と連携して、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進及び地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に中心となって取り組む。	甲と連携して、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進及び地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。
(3) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	高知市のマーケット機能を活用した圏域のPRや地場製品の販路拡大、6次産業化の推進など、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	乙と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。
(4) 戦略的な観光施策	広域観光ルートの開発やインバウンド観光の推進など、戦略的な観光施策に取り組む。	乙と連携して、戦略的な観光施策に中心となって取り組む。	甲と連携して、戦略的な観光施策に取り組む。
(5) その他圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	二段階移住等による新たな人の流れの創出や空き店舗情報の発信による地域活性化など、圏域全体の経済成長のけん引に関するその他の事業に取り組む。	乙と連携して、圏域全体の経済成長のけん引に関するその他の事業に中心となって取り組む。	甲と連携して、圏域全体の経済成長のけん引に関するその他の事業に取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化

分野	取組内容	甲の役割	乙の役割
(1) 高度な医療サービスの提供	広域的な救急医療体制の構築や先進医療・災害医療の充実など、高度な医療サービスの提供に取り組む。	乙と連携して、高度な医療サービスの提供に中心となって取り組む。	甲と連携して、高度な医療サービスの提供に取り組む。
(2) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	高度な中心拠点の整備や広域的公共交通網の構築に取り組む。	乙と連携して、高度な中心拠点の整備や広域的公共交通網の構築に中心となって取り組む。	甲と連携して、高度な中心拠点の整備や広域的公共交通網の構築に取り組む。
(3) 高等教育・研究開発の環境整備	将来の圏域を担うリーダーの育成や圏域内の企業ニーズに応じた人材育成など、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。	乙と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に中心となって取り組む。	甲と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。
(4) その他高次の都市機能の集積・強化に係る施策	高次の都市機能の集積・強化に関するその他の事業に取り組む。	乙と連携して、高次の都市機能の集積・強化に関するその他の事業に中心となって取り組む。	甲と連携して、高次の都市機能の集積・強化に関するその他の事業に取り組む。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

分野	取組内容	甲の役割	乙の役割	
(1) 生活機能の強化に係る政策分野	ア 地域医療	医療・介護連携や健康づくり対策など、充実した地域医療サービスの提供に取り組む。	乙と連携して、充実した地域医療サービスの提供に中心となって取り組む。	甲と連携して、充実した地域医療サービスの提供に取り組む。
	イ 介護	医療・介護連携や健康づくり対策など、充実した介護サービスの提供に取り組む。	乙と連携して、充実した介護サービスの提供に中心となって取り組む。	甲と連携して、充実した介護サービスの提供に取り組む。
	ウ 福祉	子育て支援事業の広域利用など、充実した福祉サービスの提供に取り組む。	乙と連携して、充実した福祉サービスの提供に中心となって取り組む。	甲と連携して、充実した福祉サービスの提供に取り組む。

	エ 教育・文化・スポーツ	施設の相互利用などによる交流人口の拡大や生涯学習の推進など、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	乙と連携して、教育・文化・スポーツの振興に中心となって取り組む。	甲と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。
	オ 土地利用	圏域における土地利用の在り方等の検討に取り組む。	乙と連携して、土地利用の在り方等の検討に中心となって取り組む。	甲と連携して、土地利用の在り方等の検討に取り組む。
	カ 地域振興	新規就農者の確保対策など、圏域の資源を活用した地域振興に取り組む。	乙と連携して、圏域の資源を活用した地域振興に中心となって取り組む。	甲と連携して、圏域の資源を活用した地域振興に取り組む。
	キ 災害対策	防災リーダーの育成など、災害対策の推進に取り組む。	乙と連携して、災害対策の推進に中心となって取り組む。	甲と連携して、災害対策の推進に取り組む。
	ク 環境	水道事業における情報交換や研修による技術の確保など、生活環境の維持・改善に取り組む。	乙と連携して、生活環境の維持・改善に中心となって取り組む。	甲と連携して、生活環境の維持・改善に取り組む。
(2) 結び付きやネットワークの強化に係る政策分野	ア 地域公共交通	圏域住民の利便性向上を図るため、地域公共交通の充実に取り組む。	乙と連携して、地域公共交通の充実に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。
	イ ICTインフラ整備	圏域住民の利便性向上を図るため、ICTインフラの整備や各種連携事業への活用に取り組む。	乙と連携して、ICTインフラの整備や各種連携事業への活用を中心に中心となって取り組む。	甲と連携して、ICTインフラの整備や各種連携事業への活用に取り組む。
	ウ 道路等の交通インフラの整備・維持	圏域住民の利便性向上を図るため、道路等の交通インフラの整備・老朽化対策やネットワーク強化などに取り組む。	乙と連携して、道路等の交通インフラの整備・老朽化対策やネットワーク強化などに中心となって取り組む。	甲と連携して、道路等の交通インフラの整備・老朽化対策やネットワーク強化などに取り組む。

	エ 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	農林水産物の安全性向上や地産地消の推進など、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に取り組む。	乙と連携して、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に取り組む。
	オ 地域内外の住民との交流・移住促進	自然体験を活用した交流事業による大都市圏の住民との交流促進など、地域内外の住民との交流・移住促進に取り組む。	乙と連携して、地域内外の住民との交流・移住促進に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域内外の住民との交流・移住促進に取り組む。
	カ その他結び付きやネットワークの強化に係る連携	結び付きやネットワークの強化に関するその他の事業に取り組む。	乙と連携して、結び付きやネットワークの強化に関するその他の事業に中心となって取り組む。	甲と連携して、結び付きやネットワークの強化に関するその他の事業に取り組む。
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	ア 人材の育成	共同研修の実施などによる圏域市町村の職員の能力向上など、人材の育成に取り組む。	乙と連携して、人材の育成に中心となって取り組む。	甲と連携して、人材の育成に取り組む。
	イ 外部からの行政及び民間人材の確保	外部人材の登用など、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	乙と連携して、外部からの行政及び民間人材の確保に中心となって取り組む。	甲と連携して、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。
	ウ 圏域市町村の職員等の交流	職員の研修派遣や交流派遣など、圏域市町村の職員等の交流に取り組む。	乙と連携して、圏域市町村の職員等の交流に中心となって取り組む。	甲と連携して、圏域市町村の職員等の交流に取り組む。
	エ その他圏域マネジメント能力の強化に係る連携	圏域マネジメント能力の強化に関するその他の事業に取り組む。	乙と連携して、圏域マネジメント能力の強化に関するその他の事業に中心となって取り組む。	甲と連携して、圏域マネジメント能力の強化に関するその他の事業に取り組む。